

関係各位

一般社団法人 電子情報技術産業協会  
テレビネットワーク事業委員会  
デジタルテレビ専門委員会  
委員長 今井 隆洋

## 液晶テレビにおける倍速等の表記について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会諸事業に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、デジタルテレビ専門委員会では、液晶テレビのカタログ等で使用する画面の表示速度を示す、「N 倍速 / xxxHz」の表記について、消費者に優良誤認等による混乱を避けるため、下記のとおりガイドラインを定めましたので、貴社関係部署に周知徹底をよろしくお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 目的

液晶テレビのカタログ及び取扱説明書等に使用される「N 倍速 / xxxHz」の表記について語句の定義を明確にし、消費者に対して一定の判断ができるための情報提供を行うことを目的とする。

#### 2. 適用範囲

##### 1) 適用機器

デジタルハイビジョン液晶テレビを対象とする。

##### 2) 表記対象

各社のカタログ、ホームページ、広告媒体及び取扱説明書等とする。

#### 3. 表記の方法

##### 1) N 倍速表記の場合

デジタル放送の表示コマは主に毎秒 60 フレームであり、これを基準にして、何倍のコマ※を表示できるかを表記するものとする。

たとえば、表示コマが毎秒 120 フレームの場合は、「2 倍速」、または「倍速」、表示コマが毎秒 240 フレームの場合は、「4 倍速」と表記してもよい。

すなわち、表示コマが毎秒  $60 \times N$  フレームの場合は、「N倍速」と表記できる。

##### ※新たに補完するコマについての考え方

基準となる毎秒 60 フレームの表示コマに対し、テレビ側で新たに作りだしたコマを表示に加えるものとする。

たとえば、同一のコマを単に表示時期をずらして表示する場合や、同一のコマにバックライト制御を組み合わせたものは、新たなコマ数には数えない。

## 2) 周波数表記の場合

デジタル放送の表示コマは主に毎秒 60 フレームであり、これを基準にして、何倍のコマを表示できるかを周波数表記するものとする。

たとえば、表示コマが毎秒 120 フレームの場合は、「120Hz」、表示コマが毎秒 240 フレームの場合は、「240Hz」と表記してもよい。

すなわち、表示コマが毎秒  $60 \times N$  フレームの場合は、「 $60 \times N$  Hz」と表記できる。

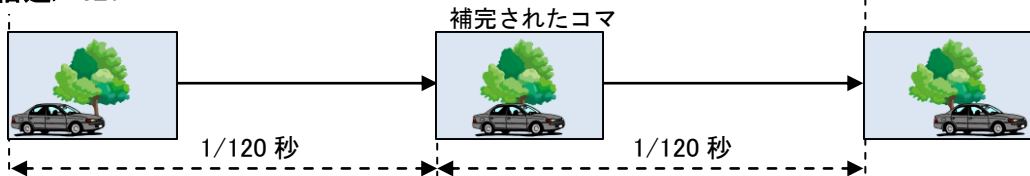
## 3) 混在して表記する場合

N 倍速表記と周波数表記は、混在して使用してもよい。ただし、数字を算出した根拠は同一のものに限る。

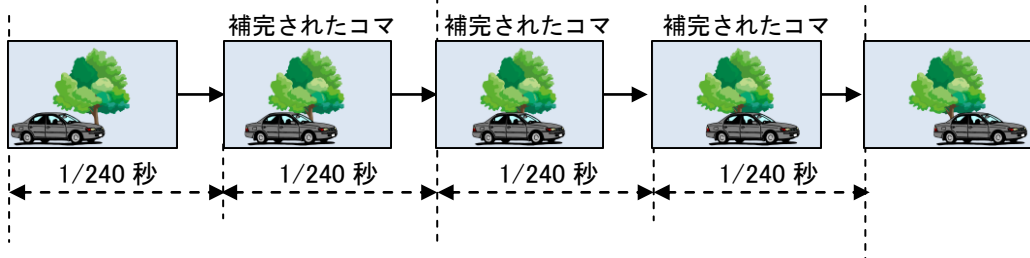
### ①60Hz



### ②倍速/120Hz



### ③4倍速/240Hz



イメージ図

## 4. 適用時期

可能な限り速やかに適用すること。

以上